

消 防 危 第 6 7 号
平成17年3月31日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

危険物事務に関する執務資料の送付について

危険物事務に関する執務資料をとりまとめ送付するので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

問1 規則第20条の4第2項第3号及び告示第4条の21の3の規定により浮き屋根が液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならない屋外貯蔵タンクには、浮きぶた付固定屋根構造の屋外貯蔵タンクは含まれないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問2 告示4条の20第2項第3号において、特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地又はその周辺で得られた強震計地震動記録等に基づき v_s を求めることとされているが、周辺とはどの程度の範囲内で得られた記録であれば用いることができるのか。

答 過去の地質調査結果等から、特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地と地盤特性が同様と考えられる地点の地震動記録であれば活用してさしつかえない。

問3 告示第4条の22第1号ハにおいて、浮き屋根の浮き部分の溶接及び浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接は、完全溶込み溶接又はこれと同等以上の溶接強度を有する溶接方法による溶接とすることとされているが、コンプレッションリングとデッキの重ね継手について、両面を連続隅肉溶接とすることとしてよいか。

答 さしつかえない。

問4 従来、変更の許可に係る特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の変更については、放射線透過試験又は磁粉探傷試験及び浸透探傷試験に係る変更の工事が行われる場合とされてきたが、規則第20条の4第2項第3号の規定により浮き屋根が液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の変更については、どのように取り扱えばよいか。

答 浮き屋根に係る変更のうち、液面揺動により損傷を生じない構造に関するもの、すなわち告示第4条の21の4の規定及び告示第4条の22第1号の規定のうち告示第4条の21の3に規定する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根に係る規定に関する変更については、タンク本体の変更に該当するものとして取り扱う。

問5 大型トラックにおいて、排出ガス処理に尿素水溶液（尿素32.5%、非危険物）を用いる車両が製造されることとなった。この車両は、軽油の燃料タンクとは別に尿素水溶液専用のタンクを設けており、この水溶液が無くなった場合は走行不能となるため補充す

る必要が生じる。

このため、トラックターミナル等大型トラックに給油することができる給油取扱所において、固定給油設備を設けたアイランド上に尿素水溶液の供給機（600ℓ以下のタンク内蔵）を設置し、給油時以外に尿素的供給を行いたい旨の相談があった。

当該供給機は、自動車等の点検・整備を行う設備に該当すると考えられるが、固定給油設備からの離隔距離の規定について適合しない場合、政令第23条を適用して、設置を認めてさしつかえないか。

答 さしつかえない。

問6 政令第15条第5項に基づく設置許可を受けた国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所（被けん引車形式）の被けん引車を、タンクコンテナ内に貯蔵する塩素酸ナトリウムを水溶液（非危険物）にして払い出しを行うため一般取扱所内に固定し、タンクコンテナ内に温水を直接注入して当該危険物を溶解する。その後、塩素酸ナトリウムが完全に溶解されたことを確認のうえ払い出す。さらに、タンクコンテナを入れ替え、これら一連の作業を一日概ね3回（1回2時間程度）繰り返し行う計画がある。

これについて、当該タンクコンテナが、一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、次の安全対策が講じられている場合に限り、当該取扱いを認めてさしつかえないか。

（安全対策）

1 タンクコンテナ及び被けん引車は、次の要件を満足する。

- (1) 被けん引車を耐震・耐風圧性能を有する固定方法により固定するとともに、当該固定部分を包含する水噴霧消火設備を設置する。
- (2) タンクコンテナ内において加熱用蒸気配管を用いる場合には、適切に温度管理を行うほか、タンクコンテナ内の温度が一定の温度に達した場合に蒸気の注入を自動的に遮断する構造とする。
- (3) その他、政令第9条第1項第20号イの規定（当該規定により準用される、政令第11条第1項第5号（支柱に関する事項に限る。）および同第6号を除く。）に適合する。

2 当該取扱いに従事する者には、定期的に教育訓練を実施し、これらの記録を適正に記録・保存する。

答 さしつかえない。